

## 平成20年度 理数学生応援プロジェクト

## 審査要領

平成20年 1月22日

文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課

## &lt; 目次 &gt;

用語の説明	1
はじめに	2
1. 審査体制	2
2. 審査方針	3
3. 評価の観点	3
(1) 総論	
(2) 内容の有効性	
(3) 運営体制	
4. 採択大学の決定方法	6
(1) 書面審査	
(2) 面接審査	
(3) 合議審査	
5. その他	7
(1) 審査の開示・非開示	
(2) 委員の遵守事項	

## 用語の説明

本事業に関する用語の定義、意味は以下の通りとする。

### 「理系学部」

理学、工学、農学分野等の学部。ただし、医師、看護師、弁理士等の特定職業人養成を目的とした取組は除く。

### 「実施大学」

本事業に申請を行い事業主体となる大学。短期大学及び大学院大学を除く。複数の大学による共同提案の場合は、代表となる大学を実施大学として申請することとする。

### 「実施組織」

事業における取組を実施する上で中心となる組織。学部単位以上とする。

### 「共同組織」

必要に応じて、実施組織以外で、本事業における取組に共同で参加する実施大学内の組織（他学部、大学院、研究センター、附置研究所等）。

### 「連携機関」

必要に応じて、実施組織以外で、本事業における取組に協力する実施大学外の機関等（他大学、独立行政法人、公益法人、NPO法人、学協会、その他民間事業者等）。

### 「企画評価委員会」

有識者から構成し、本事業について、1)企画案の審査、2)中間・事後評価等を行うため、文部科学省が設置する外部委員会。

### 「連絡協議会」

本事業の関係者間における情報交換等を目的とし、文部科学省、企画評価委員会、各実施大学により構成する協議会。情報交換等の会議を行う他、本事業成果の還元のためのシンポジウム等の実施主体となる予定。

## はじめに

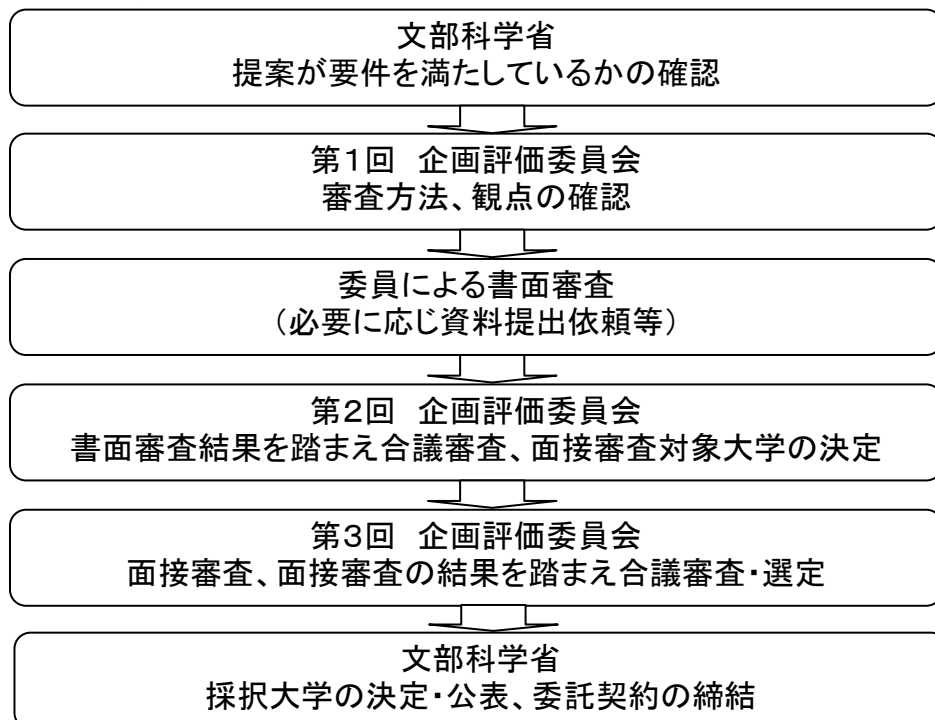
科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においては、「優れた人材を育て活躍させることに着目して投資する考え方に重点を移す」との方針のもと、創造的な人材の育成を強化するとともに、個々の人材が有する意欲と情熱をかき立て、創造力を最大限に発揮させる科学技術システム改革に取り組むこととしている。

また、長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日閣議決定)においては、「意欲・能力の高い理数系学生を選抜するための入試方法開発及び実践、これらの学生の才能を開花させるためのカリキュラム開発や実践・早期の研究室配属・学会参加等の取組の促進」の必要性が謳われている。

これらを受け、「理数学生応援プロジェクト」は、将来有為な科学技術関係人材を育成するため、理系学部を置く大学(短期大学及び大学院大学を除く)において、1)入試等選抜方法の開発・実践、2)教育プログラムの開発・実践、3)意欲・能力を伸ばす工夫した取組等、理数分野に関して強い学習意欲を持つ学生の意欲・能力をさらに伸ばすことに重点を置いた取組を行うものである。

## 1. 審査体制

理数学生応援プロジェクトの審査は、別に定める「理数学生応援プロジェクト企画評価委員会設置要領」に基づき設置される理数学生応援プロジェクト企画評価委員会(以下、企画評価委員会という。)において、各委員による書面審査及び面接審査を実施の上、企画評価委員会の合議を経て採択を決定する。



## 2. 審査方針

審査は、理系学部を置く大学(短期大学及び大学院大学を除く)からの申請に基づき、申請された提案が、将来有為な科学技術関係人材を育成することを目的として、入試方法・教育プログラムの開発・実践や工夫した取組の実施など、理数分野に関して強い学習意欲を持つ学生の意欲・能力をさらに伸ばすことに重点を置いた効果的な取組であるかどうかを審査する。

## 3. 評価の観点

### (1)総論

1) 理数分野に関して学習意欲を持つ学生の意欲・能力をさらに伸ばす取組の実例を着実に創出できる計画であること

- ・ 高い問題意識と明確な目標設定があり、それに対応した事業計画となっているか。
- ・ これまでに講じてきた理数分野を学ぶ学生の意欲・能力を伸ばすための取組の成果と課題を踏まえた上で、新たな取組を行うものであるか。
- ・ 投入資源(人員、予算、時間等)は目標設定に比して妥当なものか。過小または過大ではないか。あるいは、必要な取組内容を精査したうえで投入資源をプロジェクトの一部に重点化することで、より高い効果をねらえるものであるか。

2) 他の大学に波及効果が期待できる取組であること

- ・ 本事業の成果を、当該大学・連携機関の利益に限定せず、社会全体の科学技術関係人材の育成という利益に還元することを目指すものであるか。
- ・ 事業の情報や成果等を対外的に広く発信するものであるか。
- ・ 現在の教育方法と比較して、効率の向上や新たな付加価値の創出に貢献できる要素があり、他の大学の参考となるものがあると認められるか。

## (2)内容の有効性

1) 理数分野に関して学習意欲を持つ学生に対し、適切な指導助言、情報提供、機会提供、意識啓発を行う取組であること

- ・ 科学技術関係人材の育成に関する社会の要望等について把握した上で企画されたものであるか。
- ・ 新入生のみならず在学生を対象とする選抜も実施し対象学生を決定するなど、意欲ある学生に広く取組への参加機会を開く工夫を講じたものであるか。
- ・ 対象学生に対し、一般学生と共通の科目の履修や学習活動の中だけでは得にくい経験を得させ、能力を向上させる機会を提供するものであるか。
- ・ 個々の対象学生の主体性を尊重し、要望に対応したきめ細かな支援を行うものであるか。

2) 理数分野に関して学習意欲を持つ学生の所属組織や教員等に積極的に働きかけ、学生の意欲・能力をさらに高めることのできる環境や、教員等が適切なアドバイスを行える体制を作り出す取組であること

- ・ 対象学生が指導を担当する教員等のみならず他の教員等からも日常的にアドバイスを受けたりできるよう、教育活動の組織的な展開や体制の整備がなされているか。

### (3)運営体制

1) 本事業の効果的な推進のために必要な、実行体制を確保すること。

- ・ 実施組織のみならず、大学全体の問題として理数に関する学習意欲を持つ学生の意欲・能力をさらに伸ばすための支援・環境整備等に取り組む意思・体制を有しているか。
- ・ 連携機関との円滑な連絡が行える体制があるか。
- ・ 本事業による具体的な効果の測定を行い、それに基づき事業を改善する体制を有しているか。

2) 国からの委託終了後も発展的に継続できるよう、実行体制を確保すること。

- ・ 国からの委託期間に加え、5～10年程度の中期を見通したプランを有しているか。
- ・ 対象学生数、概況等について把握し、かつ対象学生のその後の状況について継続的にフォローアップできる体制が用意できるか。(※委託期間後も学生の進路調査等の追跡調査を依頼する予定であるため)

## 4. 採択大学の決定方法

### (1) 書面審査

- ・ 書面審査は、企画評価委員会委員（以下、委員という。）が、大学から提出された調書等に基づき、前述の評価の観点に基づき評価を行う。
- ・ 大学からの提案件数が多い場合は、必要に応じて、委員は分担して書面審査にあたることとする。その場合の委員の分担については、各委員の専門、属性等に応じて事務局が事前に割り振る。
- ・ 委員は、各提案について、3. に掲げる評価の観点に基づき採点を行い、総合評価を行う。
- ・ 委員は、審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができる。

### (2) 面接審査

- ・ 面接審査は、書面審査結果を踏まえつつ、委員が、各大学から説明を受け質疑応答を行い、前述の評価の観点に基づき評価を行う。
- ・ 大学からの提案件数が多い場合は、必要に応じて、書面審査結果に基づき合議審査により選抜した一部の大学を対象に面接審査を行うこととする。また、必要に応じて、委員は分担して面接審査にあたることとする。その場合の委員の分担については、各委員の専門、属性等に応じて事務局が事前に割り振る。
- ・ 委員は、各提案について、3. に掲げる評価の観点に基づき採点を行い、総合評価を行う。
- ・ 委員は、審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができる。

### (3) 合議審査

- ・ 合議審査は、書面審査結果及び面接審査結果に基づき、採択大学の選定を合議により行う。
- ・ 合議審査による採択大学の選定方法は、委員会が事前に定める。
- ・ ある大学が申請した事業計画の一部が「理数学生応援プロジェクト」の委託内容に合致していない場合には、企画評価委員会は、当該部分を除いてその事業計画を選定することができる。

## 5. その他

### (1) 審査の開示・非開示

- ・ 企画評価委員会の会議及び資料については、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合については、非公開とする。
  - ◆ 審査に関する調査審議の場合
  - ◆ その他委員会が公開することが適当でないと判断した場合
- ・ 審査結果については、採択大学決定後、ホームページへの掲載等により、情報を公開する。
- ・ 委員の氏名は、採択大学の公表時に公表する。

### (2) 委員の遵守事項

#### 1) 利害関係者の排除

- ・ 申請に直接関係する委員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該大学の審査に加わることができない。ただし、会議に出席し、その議決以外について発言することは妨げない。

#### < 審査に直接関係する場合の例 >

- a. 委員が実施大学または連携機関の役員、職員、教員等において専任または兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
- b. その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

等

#### 2) 秘密保持

- ・ 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- ・ 委員は、委員として取得した情報(申請書等の各種資料など)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。